

三平事務所通信 2017.1.1



【コラム】

三平 和男

新年あけましておめでとうございます。

皆様、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、政治経済、社会情勢など予想もしえない出来事の連続で、あっという間の一年でした。年が明け、今年は昨年にも増して、我々を取り巻く環境が大きく変化する一年となることは間違いないのではないのでしょうか。

少子高齢化社会は、現実社会のなかで、確実に我々の生活に影響を与えだしてきています。年金制度、医療保険制度、介護保険制度のいずれにおいても、制度を維持していくための抜本的な改革を具体的な施策として、着手されてきています。

また、高齢者が増えるにつれ、医療保険や介護保険の負担は益々大きくなり、今後は、病気にならない健康な体作りに重点を置いた医療や、地域社会と連携した予防介護の充実が一層重要となることでしょう。それと同時に、国民一人一人が健康寿命を長く保つために、ワークもライフも心身ともに健康で充実していなければなりません。

昨年12月20日に政府は非正規労働者の処遇改善を促す「同一労働同一賃金ガイドライン」(指針)案を明らかにしました。このガイドライン案は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で待遇格差が存在する場合に、いかなる待遇格差が不合理なものであり、いかなる待遇格差が不合理なものではないのかを示したものです。この際、典型的な事例については、問題となる例、問題とならない例という形で具体例が示されています。今後、このガイドライン案を基本として、労働契約法、労働者派遣法、パートタイム労働法の改正案が国会で審議される予定です。

現代の日本は、社会保障制度、働き方、働かせ方の抜本改革に取り組んでいかなければ、次世代の若者たちに、責任をもってバトンを渡すことができない状況にきています。様々な改革実現を経て、若者が明るい未来図を描ける端緒となる一年となることを心より願っております。

私どもは、社会保険労務士としての社会的役割・責任を果たすべく、一層の専門能力の向上に努め、社会に貢献していく所存でございます。

本年も、何卒、宜しくお願い申し上げます。

《協会けんぽにおけるマイナンバーの取扱いについて》

協会けんぽからマイナンバーの取扱いについての案内が行われました。内容は以下のとおりです。

利用開始時期

平成29年1月から各種申請書にマイナンバー欄の追加が行われ、平成29年7月からは、他の医療保険者や行政機関等との情報連携が開始される予定です。

従業員のマイナンバーの提出は不要

事業主から協会けんぽに対して、従業員やそのご家族のマイナンバーを提出する必要はなく、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集されます。

マイナンバーが利用されるもの

平成29年7月から、高額療養費などの給付申請の際にマイナンバーを利用することで、非課税証明書等の添付書類を省略することが可能となる予定です。

＜マイナンバーの利用により添付書類の省略が可能となる予定の申請＞

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 基準収入額適用の申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

※詳細は協会けんぽのホームページをご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/home/g5/cat550/2811300001>

《「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の受賞企業を決定》

厚生労働省より、平成28年度「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」の受賞企業12社が発表されました。

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」とは、パートタイム労働者の働きや貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇の推進や、正社員への転換促進、パートタイム労働者のキャリアアップの支援など、パートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業などを表彰する制度であり、平成27年度から実施され、今回で2回目となります。

表彰企業の取り組み概要などが下記URLから参照出来ますので、参考にご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000145776.html>

社会保険労務士法人 三平事務所
東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F
TEL: 03-3504-0071 / FAX: 03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。